

札幌市社会福祉総合センター使用料減免基準

《平成元年6月1日 民生局長決裁》

(改正 平成7.6.1、平成10.4.1、平成18.3.6)

札幌市社会福祉総合センターを、市民の社会福祉に対する理解を深めるとともに、市民の福祉の向上又は社会福祉活動への参加の促進を図ることを目的とし、次表の左欄に掲げる事業のため使用する場合には、札幌市社会福祉総合センター条例（平成元年条例第18号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、使用料を減免することができる。

減 免 事 由	減 免 割 合
(1) 札幌市又は札幌市が後援し、指導し又は育成している福祉関係団体（以下「福祉関係団体」という。）が、入場料等を徴収しないで主催する福祉に関する事業 ※ 札幌市社会福祉協議会に登録し、恒常的に奉仕活動しているボランティア団体を含む。 (2) 連合町内会等の住民組織の団体が、入場料等を徴収しないで主催する福祉に関する事業 ※ 住民組織の団体とは、町内会（連合町内会、単位町内会、町内会女性部等）、福祉のまち推進センター、老人クラブ等を指す。	免 除
(3) 札幌市又は福祉関係団体が、条例別表の備考1に定める額以下の入場料等を徴収して主催する福祉に関する事業 (4) 連合町内会等の住民組織の団体が、条例別表の備考1に定める額以下の入場料等を徴収して主催する福祉に関する事業	5 割 減 額 条例別表備考2に定める割増使用料免除
(5) 札幌市又は福祉関係団体が、条例別表の備考1に定める額を超える入場料等を徴収して主催する福祉に関する事業のうち、特に公共性が強いと認められる事業 (6) 連合町内会等の住民組織の団体が、条例別表の備考1に定める額を超える入場料等を徴収して主催する福祉に関する事業のうち、特に公共性が強いと認められる事業	条例別表備考1、2に定める割増使用料免除
(7) その他、特別の事情があると認められる事業	その都度総務部長が定める

【標準処理期間】

申請書が提出された日から、その翌週の同じ曜日の日（その日が受付実施日でないときは、その直後の受付実施日）までの間とする。

附 則

この基準は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。